

○浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例

平成23年6月24日

浜松市条例第44号

改正 平成30年3月23日浜松市条例第19号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第1節 事業者及び中間処理業者が講じるべき措置（第8条—第11条）

第2節 産業廃棄物の積替保管の許可の条件（第12条）

第3節 県外産業廃棄物の搬入の事前協議等（第13条—第17条）

第4節 産業廃棄物の処理状況の報告等（第18条）

第5節 土地所有者等が講じるべき措置（第19条・第20条）

第3章 産業廃棄物処理施設等の維持管理等（第21条—第24条）

第4章 雑則（第25条—第29条）

第5章 罰則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、産業廃棄物の適正な処理に関し、市、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物（法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。）をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (3) 事業者 その事業活動に伴い産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者（法第21条の3第1項に規定する場合にあっては、同項の元請業者）をいう。ただし、

中間処理業者を除く。

- (4) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
- (5) 中間処理業者 法第12条第5項に規定する中間処理業者をいう。
- (6) 土地所有者等 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 産業廃棄物の不適正な処理 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をいう。
- (8) 産業廃棄物処理施設等 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物の処理施設又は産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の積替え若しくは保管（以下「積替保管」という。）を行う施設をいう。

（市の責務）

第3条 市は、法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令に基づく権限を的確に行使するとともに、産業廃棄物の適正な処理の促進に係る総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等及び市民に対する情報の提供その他の必要な措置を講じるとともに、他の地方公共団体その他の関係機関と密接に連携して、産業廃棄物の適正な処理の促進を図るものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その子会社、関連会社その他の関係事業者（以下「子会社等」という。）の事業活動に伴って生じる産業廃棄物が適正に処理されるようにするため、当該子会社等に対し、必要な助言及び情報の提供その他の協力を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力するよう努めなければならない。

（産業廃棄物処理業者の責務）

第5条 産業廃棄物処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を適正に行うとともに、当該処理について透明性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

- 2 産業廃棄物処理業者は、その従業員に対し産業廃棄物の適正な処理に関する教育を行

うよう努めなければならない。

- 3 産業廃棄物処理業者は、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する市内の土地（以下「所有地等」という。）において産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、当該所有地等を適正に管理するよう努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに、その旨を市その他関係機関に通報するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第1節 事業者及び中間処理業者が講じるべき措置

(産業廃棄物管理責任者)

第8条 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生じる事業場（産業廃棄物の発生量が小規模なものとして規則で定めるものを除く。）ごとに、次に掲げる事項を管理させるため、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、次項に規定する事業場以外の事業場については、事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となることを妨げない。

(1) 法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令の規定の遵守に関する事項

(2) その事業活動に伴って生じる産業廃棄物を適正に処理するために必要な体制の整備に関する事項

- 2 次に掲げる者が置かれている事業場については、前項の産業廃棄物管理責任者は、当該者をもって充てなければならない。

(1) 法第12条第8項に規定する産業廃棄物処理責任者

(2) 法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者

- 3 事業者が自ら前項各号に掲げる者となっている事業場については、第1項の産業廃棄

物管理責任者は、当該事業者が自らならなければならない。

- 4 事業者は、第1項の産業廃棄物管理責任者が同項各号に掲げる事項の管理を的確に実施できるようにするため、当該産業廃棄物管理責任者に必要な研修を受けさせるよう努めるとともに、当該管理の実施について必要な配慮をしなければならない。
- 5 事業者は、第1項の規定により事業場に産業廃棄物管理責任者を置き、又はこれを変更したときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を市長に報告しなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定による報告に係る事業場に産業廃棄物管理責任者を置くことを要しなくなったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の報告)

第9条 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生じる事業場（前条第1項の規定により産業廃棄物管理責任者を置かなければならない事業場を除く。）を設置している事業者は、法第12条の2第8項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、又はこれを変更したときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を市長に報告しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による報告に係る事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことを要しなくなったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(実地確認)

第10条 事業者（第8条第1項の規定により産業廃棄物管理責任者を置かなければならない事業場を設置している事業者に限る。）及び中間処理業者（以下この条において「事業者等」という。）は、その産業廃棄物（事業者にあつては、当該事業場から生じるものに限る。第3項において同じ。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、次に掲げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を実地に確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けようとする産業廃棄物処理業者は、事業者等が行う実地の確認に協力しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条の9第2号若しくは第6条の11第2号又は第6条の13第2

号若しくは第6条の14第2号に掲げる者に委託しようとする場合

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第8条の19各号に掲げる場合

(3) 従前の委託の期間を更新して委託しようとする場合

2 事業者等は、前項の規定による確認を行ったときは、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を記録し、当該記録を行った日から5年間保存しなければならない。

3 事業者等は、その産業廃棄物の運搬又は処分を1年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託して行っているときは、次に掲げる場合を除き、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況その他の規則で定める事項を実地に確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者は、事業者等が行う実地の確認に協力しなければならない。

(1) 政令第6条の9第2号若しくは第6条の11第2号又は第6条の13第2号若しくは第6条の14第2号に掲げる者に委託して行っている場合

(2) 省令第8条の19各号に掲げる場合

4 第2項の規定は、前項の規定による確認について準用する。この場合において、第2項中「処分が行われる施設」とあるのは、「処分の実施」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物の不適正な処理に係る措置等）

第11条 事業者及び中間処理業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した場合において、当該産業廃棄物について、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者に対する是正の要求その他の当該産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講じるとともに、当該産業廃棄物の不適正な処理の状況及び講じた措置の概要を市長に報告しなければならない。

2 市長は、事業者又は中間処理業者が前項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該事業者又は中間処理業者に対し、期限を定めて当該必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。

第2節 産業廃棄物の積替保管の許可の条件

第12条 市長は、産業廃棄物の積替保管に係る法第14条第1項若しくは第14条の2第1項の規定による許可又は特別管理産業廃棄物の積替保管に係る法第14条の4第1項若しくは第14条の5第1項の規定による許可には、法第14条第11項（法第14

条の2第2項において準用する場合を含む。)又は法第14条の4第11項(法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 積替保管は、産業廃棄物の飛散、流出等を防止することができる工作物内で行うこと。
- (2) 積替保管を行う施設における保管期間は、7日を超えないこと。
- (3) 積替保管は、施設周辺の生活環境の保全について配慮して行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活環境の保全上市長が必要があると認める条件

第3節 県外産業廃棄物の搬入の事前協議等

(事前協議)

第13条 その事業活動に伴い静岡県外において産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者及び中間処理業者(以下この節において「事業者等」という。)は、当該事業場において生じる産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)を自ら又は他人に委託して市内に搬入しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該搬入しようとする日の30日前までに、県外産業廃棄物を生じる事業場ごとに、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量その他の規則で定める事項(以下「協議事項」という。)について、規則で定める期間ごとに、市長と協議しなければならない。

- (1) 事業者等が県外産業廃棄物を市内処分業者(当該事業者等から委託を受けて市内において県外産業廃棄物の処分を行おうとする産業廃棄物処分業者(法第14条第6項の許可を受けた者をいう。)又は特別管理産業廃棄物処分業者(法第14条の4第6項の許可を受けた者をいう。)をいう。以下同じ。)に委託して処分しようとするとき(次に掲げる場合を除く。)

ア 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に委託して処分しようとする場合

イ 省令第8条の19各号に掲げる場合

- (2) 中間処理業者が県外産業廃棄物を市内において自ら処分しようとするとき。

2 前項の規定による協議は、協議書及び規則で定める図書(以下「協議書等」という。)を市長に提出して行わなければならない。

3 市長は、前項の規定により協議書等の提出があった場合において、生活環境の保全上必要があると認めるときは、当該事業者等に対し、当該協議事項の内容の変更その他生

活環境の保全上必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

4 市長は、第2項の規定により協議書等の提出があった日（前項の規定による指導又は助言を行った場合にあっては、当該指導又は助言を行った日）から起算して30日以内に、当該協議を経た後の協議事項の内容について当該事業者等に通知するものとする。この場合において、当該通知には、生活環境の保全上の見地からの意見を付けることができる。

5 第1項第1号の規定による協議を行った事業者等は、前項の規定による通知を受けたときは、当該市内処分業者に対し、当該市内処分業者が当該協議に係る県外産業廃棄物の搬入を行う前に当該通知の写しを送付しなければならない。

（平30条例19・一部改正）

（変更の協議等）

第14条 前条第1項の規定による協議を行った事業者等は、同条第4項（次項において準用する場合を含む。第3項において同じ。）の規定による通知があった後に当該通知に記載された協議事項の内容の変更（次に掲げる変更を除く。）をしようとするときは、当該変更をしようとする日の30日前までに、市長と協議しなければならない。

(1) 事業者等の氏名又は住所その他の規則で定める事項の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める軽微な変更

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による協議について準用する。

3 前条第1項の規定による協議を行った事業者等は、同条第4項の規定による通知があった後に第1項第1号に掲げる変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（協議内容の確認）

第15条 市内処分業者は、事業者等から委託を受けて県外産業廃棄物の処分を行おうとするときは、第13条第5項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知の写しの送付を受け、その記載事項を確認しなければならない。この場合において、当該市内処分業者は、当該通知の写しの送付を受けた日から5年間、当該県外産業廃棄物の処分が行われる事業場において当該通知の写しを保存しなければならない。

（搬入の状況の報告）

第16条 第13条第1項又は第14条第1項の規定による協議を行った事業者等は、当該協議に係る県外産業廃棄物の搬入の状況について、毎年1回、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(勧告)

第17条 市長は、第13条第1項又は第14条第1項の規定による協議をしなければならない事業者等が、当該協議をせず、又は虚偽の協議をして、県外産業廃棄物を自ら又は他人に委託して市内に搬入したときは、当該事業者等に対し、期限を定めて必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。

2 市長は、県外産業廃棄物の搬入又は処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該搬入又は処分を自ら又は他人に委託して行い、又は行おうとする事業者等に対し、期限を定めて必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。

第4節 産業廃棄物の処理状況の報告等

第18条 産業廃棄物処理業者は、毎年1回、規則で定めるところにより、市内における産業廃棄物の処理の状況について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、産業廃棄物処理業者が前項の規定による報告をしないときは、当該産業廃棄物処理業者に対し、期限を定めて当該報告をするよう勧告することができる。

第5節 土地所有者等が講じるべき措置

(所有地等の使用方法等の確認)

第19条 土地所有者等は、その所有地等を他人に使用させる場合であつて、当該所有地等に産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、あらかじめその使用の方法を確認するよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有地等を他人に使用させる場合であつて、当該所有地等に産業廃棄物が長期に保管されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、定期的にその使用の状況を確認するよう努めなければならない。

(産業廃棄物の不適正な処理に係る通報等)

第20条 土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに、その旨を市長に通報するよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、生活環境の保全上の支障の除去又はその発生の防止のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第3章 産業廃棄物処理施設等の維持管理等

(維持管理に関する基準)

第21条 産業廃棄物処理施設等を所有し、占有し、又は管理している者（以下「設置事業者」という。）は、当該産業廃棄物処理施設等の維持管理に当たっては、規則で定める生活環境の保全上必要な基準を遵守しなければならない。

2 市長は、設置事業者が前項に規定する基準を遵守しないときは、当該設置事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

(事故時の措置)

第22条 設置事業者は、産業廃棄物処理施設等（法第21条の2第1項に規定する特定処理施設を除く。以下この項において同じ。）において破損その他の事故が発生し、当該産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生防止のための応急の措置を講じるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に報告しなければならない。

2 市長は、設置事業者が前項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、当該設置事業者に対し、期限を定めて当該応急の措置を講じるべきことを命じることができる。

(損害保険への加入等)

第23条 設置事業者は、当該産業廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生した場合に生活環境の保全上の支障の除去等を適切に行うため、損害保険への加入、当該除去等に要する費用の積立て等の措置を講じるよう努めなければならない。

(施設の公表)

第24条 設置事業者（法第15条の2の3第2項の設置者を除く。）は、当該産業廃棄物処理施設等の維持管理等の状況に関する情報であって規則で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めなければならない。

第4章 雑則

(公表)

第25条 市長は、第11条第2項、第17条若しくは第18条第2項の規定による勧告又は第21条第2項若しくは第22条第2項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該勧告又は命令に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

できる。

- (1) 当該勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該勧告又は命令に係る事業場の名称及び所在地
- (3) 当該勧告又は命令の内容及びこれに対する当該勧告又は命令を受けた者の対応の内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第1項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

第26条 市長は、法に基づく命令若しくは許可の取消し又は法若しくはこの条例の規定に違反したことを理由とする告発（以下「命令等」という。）を行ったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令等を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該命令等に係る事業場の名称及び所在地
- (3) 当該命令等を行った理由
（報告の徴収）

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物（以下「産業廃棄物等」という。）の収集、運搬若しくは処分を業とする者、設置事業者又は土地所有者等に対し、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理又は土地の状況に関する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

（立入検査）

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは産業廃棄物等の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場、産業廃棄物処理施設等のある土地若しくは建物若しくは産業廃棄物の不適正な処理が行われ、若しくは行われるおそれがある土地に立ち入り、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理若しくは土地の状況に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等は無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第28条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に浜松市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成4年浜松市規則第64号。以下「市廃掃規則」という。）第25条第1項の規定により報告された特別管理産業廃棄物管理責任者（第8条第1項の規則で定める事業場について報告された者を除く。）は、第8条第1項の規定により置かれた産業廃棄物管理責任者とみなす。この場合において、当該報告は、第8条第5項の規定によりされた報告とみなす。

3 施行日前に市廃掃規則第25条第1項の規定によりされた報告（第8条第1項の規則で定める事業場についてされた報告に限る。）は、第9条第1項の規定によりされた報告とみなす。

4 施行日前に県外産業廃棄物の市内への搬入について、市長が別に定めるところにより行われた協議その他の行為は、この条例の相当規定により行われた協議その他の行為とみなす。

附 則（平成30年3月23日浜松市条例第19号）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の前日に改正前の浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下

「旧条例」という。)第13条第2項(旧条例第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により提出された協議書等に係る旧条例第13条第1項に規定する県外産業廃棄物の搬入(改正後の浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例(以下「新条例」という。)第13条第1項第1号アに該当する場合に限る。)については、新条例第2章第3節の規定中第13条第3項から第5項まで(新条例第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に限り適用する。